

令和元年度第 13 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和元年 10 月 8 日

担当部・課：産業部商工課〔内線 3524〕

① 件 名
石巻市事業復興型雇用創出助成金制度（中小企業型）の期間延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>国の緊急雇用創出事業等実施要領のうち、事業復興型雇用確保事業（旧事業復興型雇用創出事業）に係る一部が改正され、石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱の一部を改正する必要がある。</p> <p>【目的】</p> <p>石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱の一部を改正することで、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定を図り、地域の復興を支えるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>緊急雇用創出事業実施要領（厚生労働省）、事業復興型雇用確保事業実施要領（厚生労働省） 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年石巻市規則第 47 号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱（平成 25 年石巻市告示第 211 号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金（新型）交付要綱（平成 27 年石巻市告示第 298 号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱（平成 28 年石巻市告示第 283 号）</p> <p>【震災復興基本計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】</p> <p>施行大綱 2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す</p> <p>3（1）職の再建・雇用の維持と創出</p> <p>2 雇用の創出</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 25 年 6 月 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱の制定。</p> <p>平成 31 年 3 月 緊急雇用創出事業実施要領の一部改正</p> <p>4 月 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）支給要綱の一部改正</p>
⑤ 主な内容
<p>石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱のうち、助成対象期間の末日を、「令和 4 年 3 月 31 日まで」から、「令和 5 年 3 月 31 日まで」に 1 年延長する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>産業政策と一体的に雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定が図られる。</p> <p>【財源措置】（当初予算措置済）</p> <p>令和元年度事業費：62,710 千円（県（事業復興型雇用創出事業費補助金）10/10） うち助成金：43,276 千円</p> <p>令和元年度助成人数：25 人（参考）平成 25 年度から平成 30 年度の延助成人数：350 人</p>

<p>⑦ 他自治体の政策との比較</p> <p>【県内の事業実施自治体における要綱改正及び継続事業所への案内の状況】※県は対応済 (実施又は実施予定) 仙台市 : 9月2日から案内開始 多賀城市 : 11月上旬から案内開始予定 女川町 : 12月上旬から案内開始予定 (不実施予定) 南三陸町 : 継続事業所が無いのため不実施 塩竈市 : 追加要望が無いのため不実施予定 (未定) 気仙沼市 : 調整中</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和元年10月 石巻市事業復興型雇用創出助成金(中小企業型)交付要綱の一部改正 ホームページで周知及び継続事業所への案内 同月 受付開始</p>
<p>⑨ その他</p> <p>今年度より、新規事業所からの申請は県で一括して受け付けることとなったため、本市では継続事業所からの申請業務のみ実施することとなる。</p>